明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**一二）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件（**法務**九三、九四）　三

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**五六）　四

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**五七）　四

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第五項の農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率を定める件（**農林水産**三四二）　六

○農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（**同**三四三）　六

○農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件の一部を改正する件（**同**三四四）　六

○収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件の一部を改正する件（**同**三四五）　六

○園芸施設基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（**同**三四六）　六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**一〇六）　九

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**六〇）　九

○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する件（**同**六一）　九

○道路に関する件（**北陸地方整備局**七）　九

○道路に関する件（**中国地方整備局**二〇）　九

○道路に関する件（**四国地方整備局**一一）　九

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一〇）　九

〔国会事項〕　一〇

国家公安委員会　警察庁　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一一

〔官庁報告〕　一一

官庁事項

特定保安林の指定について（農林水産省）　一二

〔資　料〕

閣議決定等事項　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者に対する行政処分関係　二

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三

地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分関係　二七

会社その他

省　令

○農林水産省令第十二号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百六十八号）の施行に伴い、並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四十九条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び特例一時金」を「、特例一時金及び特例老齢農林一時金」に改め、「支払未済の特例年金給付」の下に「及び特例老齢農林一時金」を、「第四十四条」の下に「・第四十四条の二」を加え、「第四節　退職一時金等の返還手続（第四十五条）」を「第四節　特例老齢農林一時金の返還手続（第四十五条）　第五節　退職一時金等の返還手続（第四十五条―第四十四条の三―第四十四条の五）」に改める。

第一条に次の一号を加える。

五　特例老齢農林一時金　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（以下「特例年金政令」という。）第二十五条の二第一項に規定する特例老齢農林一時金をいう。